

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によると、請求人は、A市所在の会社Bに派遣労働者として雇用され、C郡所在のD（以下「工場」という。）に派遣された初日である平成〇年〇月〇日に、工場においてごみを運搬中、階段で転倒し腰部等を負傷した（以下「本件災害」という。）としている。

請求人は、同月〇日E病院に受診後、同月〇日にF病院に受診し「臀部打撲、尾骨骨折疑い」と診断され、その後複数の医療機関を受診した後、同年〇月〇日G診療所に受診し「頭頸部外傷症候群、第5腰椎すべり症・椎弓骨折」と診断され、さらに、H共和国所在のI診療所に受診し「L5-S1脊椎すべり症、頸部痛」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）準用第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件災害により請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件傷病は本件災害により症状が顕在化したことを障害等級の認定において考慮すべきである旨主張しているため、以下、検討する。

(2) J医師は、意見書において、要旨「本件傷病は、X線写真により基礎疾患として以前から存在していたと考えられるが、腰痛そのものは消退していた。その状態から本件災害により突発的な力が働き第5腰椎椎弓骨折が起き、すべりの変位が大きくなって、本件傷病の症状が発症し療養を要すると認められる。」と述べている。

(3) 労働局地方労災医員K医師は、障害等級認定に関する意見書において、「受傷時の状況から、災害時に発生した第5腰椎の分離すべりではなく、従前からあったⅡ°の分離すべり症と判断する。腰部、頸部、両下肢に著しい神経症状を残す。症傷内容および治療期間内容から症状固定の時期と考える。」と述べて、請求人の基礎疾患である本件傷病を含め本件災害による傷病は、症状固定の状態にあり、腰部、頸部、両下肢に著しい神経症状を残すと所見していることが認められる。

(4) 当審査会としては、上記各医師の所見を含め、関係資料を再度精査したところ、本件傷病は本件災害により疼痛等の症状が顕在化したものの、本件傷病は

本件災害によって発症したものではないと認められることから、本件災害により請求人に残存する障害は、腰部、頸部、両下肢の著しい神経症状であるとのK医師の所見は妥当であると判断する。

(5) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。